

5. 保育所の入所について

都市部を中心に待機児童が多い状況の中で、保育所入所希望者が多い場合の入所児童の選考については、透明性・公正性の確保が求められる。具体的には、母子家庭や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮するとともに、就労や家庭の状況などもきめ細かく考慮し、あらかじめ公表した公正な方法で選考されるよう、特段の配慮をお願いしたい。

(1) 保育所入所の円滑化について

保育所への入所の円滑化については、「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日児発第73号・児保第3号）により実施されているが、平成21年度においては別冊（交付要綱、実施要綱等）資料28のとおり改正を予定しており、各地方公共団体においては保育所における保育の実施が適切に行われるよう、以下の点について改めてご配慮願いたい。

① 定員内保育

保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であること。

② 定員の見直し

定員の見直しの基準は、連続する過去の2年度間*常に定員を超えており、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態であること。

なお、保育の実施にあたっては、保育ニーズがあるにもかかわらず意図的に入所児童数を調整することがないようにすること。

（見直し後の定員は、年間を通じて入所児童数が定員の範囲内に納まるよう設定すること。）

※ 平成23年4月1日から適用とする。ただし、平成21年4月1日、平成22年4月1日時点において連続する過去の3年度間常に定員を超えており、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合は定員の見直しに取り組むこと。

③ 定員変更の留意点

定員の見直しは地域の保育需要の適切な把握が重要であることから、定員見直しに当たって都道府県知事は、あらかじめ地域の保育需要等に関し、市町村長の意見を求めること。

保育所の経営の安定化を図るため、平成21年度より保育単価の定